

令和6年度 おでかけ町政座談会



【主な内容】

1. 役場新庁舎建設スケジュールについて
2. 統合小学校新築事業について
3. 子ども・子育て支援事業について

開催日： 6月18日(火)、19日(水)
21日(金)、22日(土)

1. 役場新庁舎建設スケジュールについて

役場新庁舎完成イメージ



(1) 庁舎等新築工事の進捗状況及び今後の工程について

令和5年度	新庁舎棟	てっこつたてかたこうじ かくかいゆかくたいこうじ 鉄骨建方工事、各階床躯体工事（完了）
	車庫・倉庫棟	鉄骨建方工事（完了）
令和6年度	新庁舎棟	外装工事、各種内装工事、屋上防水工事及び外構工事
	車庫・倉庫棟	外装工事、内装工事及び屋上防水工事
7月下旬		新庁舎棟及び車庫・倉庫棟 引渡し
8月～12月		第一及び第三庁舎の解体、 駐車場等の外構工事を施工（予定）

※8月5日の開庁から12月下旬の全体供用開始までは、国道279号側の入り口からの利用となります。夜間・休日窓口及び駐車場等の利用方法については、広報のへじ等で詳細を周知します。

(2) 今後のスケジュール（関連行事含む）

令和6年	7月	27日	新庁舎（町民）内覧会
	8月	5日	新庁舎開庁式（一部供用開始）
	12月	下旬	新庁舎全体供用開始（駐車場等の外構部分を含めた全て）
令和7年	1月	中旬	新庁舎完成記念式典（予定）

(3) 現場の状況について



2. 統合小学校新築事業について

(1) 統合小学校新築事業基本構想の策定について

野辺地町教育委員会では、令和3年6月に『野辺地町立小学校統廃合基本計画』を策定し、野辺地小学校、若葉小学校、馬門小学校の3小学校のうち、令和5年4月に若葉小学校と馬門小学校を統合し、野辺地小学校と若葉小学校の2校体制に移行しました。これは、将来的な小学校1校への統合を見据えつつ、複式学級の早期解消を図るための先行的な統合でした。

一方で、将来的な1校への統合については、統合した場合の学級数に対し、既存の野辺地小学校又は若葉小学校の校舎では教室不足が生じることや、躯体・設備全般において老朽化が著しいことなどから、新校舎等を建設し、完成と同時に統合を行うべきと考え、令和6年5月に『野辺地町統合小学校新築事業基本構想』を策定しました。

基本構想は、現在の校舎等の現状把握や新校舎等の建設に対する考え方（骨格となるもの）を示しています。

(2) 現在の校舎の現状と新校舎等建設の必要性について

①現在の校舎の現状

項目	野辺地小学校		若葉小学校	
	校舎	体育館	校舎	体育館
建設年度	昭和45～47年度 (52～54年経過)	昭和51年度 (48年経過)	昭和45～47年度 (52～54年経過)	昭和49年度 (50年経過)
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
主な改修歴	平成27年度 耐震補強工事		平成27年度 耐震補強工事	

②児童数の推移（予測）

学校／年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
野辺地小	203	208	203	190	175	156	144	124	112	100
若葉小	228	224	221	197	182	170	162	150	134	126
馬門小	20									
合計	451	432	424	387	357	326	306	274	246	226

③新校舎等建設の必要性

両小学校ともに、供用開始から50年以上が経過し、躯体や設備の老朽化が著しい現状であります。また、令和5年4月に実施した野辺地小学校の耐力度予備調査の追加調査では、平成21年度の耐震診断業務では発見されなかった、ひび割れが新たに見つかるなど、構造上の問題が懸念されます。

さらに、両小学校の統合において、既存の校舎を継続的に使用するものとした場合、若葉小学校では、必要とする教室数が足りません。一方、野辺地小学校では、必要な教室数の確保ができる令和13年度まで統合を待つ必要があります。ただし、その場合であっても、老朽化が進んだ校舎を継続的に使用することには変わらず、普通教室を整備するための改修工事に多額の費用をかけなければなりません。

(必要教室数の予測)

教室／年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
通常学級	17	17	16	15	14	13	11	10	9	8
特別支援学級	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5
通級指導教室	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	25	25	25	24	23	22	20	19	18	17

(3) 基本構想の内容について

野辺地小学校と若葉小学校の統合校舎建設を検討するに当たり、教育委員会では、令和5年7月に町内の教育関係者やPTA、町議会議員、町民の方々から構成する検討委員会を組織し、令和6年3月まで10回の会議を重ね、基本構想案を策定しました。

①コンセプト(3項目)・基本方針(15項目)

(ア)安全・安心で思いやりのある学校

「防犯性の高い学校」、「危険から守りきる学校」、「事故防止に配慮した学校」、「良好な環境条件を整えた学校」、「バリアフリーが行き届いた学校」

(イ)子どもが主役の学校

「合理的配慮が行き届いた学校」、「多目的な教室空間」、「充実したICT環境」、「学習活動に取り組める空間」、「日常的に交流できる空間」

(ウ)地域とともにある学校

「利用しやすい学校」、「地域住民が有効活用できる学校」、「地域の歴史や文化、自然にふれあえる学校」、「災害時に必要な機能を備えた学校」、「近隣住民の生活及び周辺の景観との調和等に配慮した施設計画」

②建設予定地

統合小学校の建設地を選定するに当たり、「野辺地小学校敷地」「若葉小学校敷地」「野辺地中学校グラウンド」「えぼしグラウンド」「野辺地中学校南側(株)マエダ所有地」の5つを候補地として協議を行いました。その結果、町の中央に位置し、敷地面積に余裕があり、道路動線なども考慮した上で、既存校舎を使用しながらの工事が可能な「野辺地小学校」の敷地を第一候補としました。

③建物の規模・構造計画

項目	校舎（通級指導教室含む）	体育館	児童館
規模	4,980 m ² (現校舎：5,478 m ²)	1,270 m ² (現体育館：1,541 m ²)	500 m ²
構造	鉄筋コンクリート造（RC造）	鉄筋コンクリート造（RC造）、 一部 鉄骨造（S造）	木造（W造）

④想定事業費（価格高騰を見込んで積算した事業費）

【校舎等（校舎、体育館、グラウンド等）】 (単位：円)

項目	事業費	国庫補助金	地方債	一般財源
1.工事費	5,010,720,000	1,153,796,000	3,252,900,000	604,024,000
内訳) 校舎	3,146,320,000	880,265,000	2,266,000,000	55,000
体育館	886,700,000	253,531,000	633,100,000	69,000
グラウンド	176,000,000	20,000,000	156,000,000	0
校舎解体・駐車場整備	650,200,000	0	107,800,000	542,400,000
擁壁・造成工事	90,000,000	0	90,000,000	0
プール・SL解体等	61,500,000	0	0	61,500,000
2.設計・工事監理費	297,185,000	0	227,500,000	69,685,000
3.その他事業費	124,746,251	0	13,700,000	111,046,251
合計	5,432,651,251	1,153,796,000	3,494,100,000	784,755,251

【町民皆様方の御理解と御協力について（原子力立地給付金の活用）】

前ページのとおり、総事業費約 54 億円のうち、国からの補助金が 11 億円、地方債が約 35 億円及び町の自主的な財源は約 8 億円と見込みますが、地方債償還の一部(元利償還金の 70%)は、国からの支援となり地方交付税に算入されますので、実質的な町の負担額は約 20 億円(地方債元利償還金の 30%約 12 億円+町財源分約 8 億円)と試算されます。

町としては、将来の財政運営に大きな影響を及ぼさないよう、新庁舎建設事業と同様に「原子力立地給付金」を活用させていただき、町民の皆様方とともに『将来を担う、野辺地っ子』が学び合う、統合小学校新築事業の実現を図ってまいりたいと考えております。

⑤児童館建設事業

【児童館（放課後児童クラブ棟）】

(単位：円)

項目	事業費	国庫補助金	地方債	一般財源
工事費、設計費他	289,728,299	0	285,200,000	4,528,299

⑥今後のスケジュール（予定）について

年度	総合小学校	児童館
令和 6 年度	・耐力度調査業務（5 月～7 月） ・基本設計業務 他	・基本設計
令和 7 年度	・基本設計、実施設計業務	・実施設計
令和 8～9 年度	・統合小学校建設工事	・建設工事
令和 10 年度	・統合小学校供用開始 ・旧校舎解体工事、駐車場整備工事	・供用開始

※本日ご説明した「野辺地町統合小学校新築事業基本構想」は野辺地町のホームページに掲載しています。

3. 子ども・子育て支援事業について

子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和6年10月1日から学校給食費、子ども医療費及び保育料について完全無償化を実施します。

(1) 学校給食費無償化

学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金(県事業)を活用して、給食費の無償化を実施します。

① 対象者

町内小・中学校に就学する児童生徒(学校教職員は対象外)

② 県からの交付金額(上限額)

○令和6年度(10～3月) 16,039,000円

○令和7年度(4～3月) 32,079,000円

(2) 子ども医療費給付の所得制限撤廃及び対象年齢の拡大

小・中・高校生(18歳)までの医療費を無償とします。

※乳幼児医療費給付(0歳～6歳)については、既に全額無償化を実施

① 対象者

野辺地町の区域内に住所を有すること。

※生活保護の方、又は他の医療助成制度から全額助成を受けている方は対象外。

※18歳到達の年度末であれば、学校在学中か否かは問わない。

② 現行制度及び助成対象の拡大

区 分	小学生・中学生 (子ども医療費給付)	高 校 生 (18歳到達年度末)
所得制限 限度額未満	全額助成	助成対象外
所得制限 限度額以上	助成対象外	

(3) 保育料無償化

①対象者

0歳児から5歳児までの全ての幼児・児童

クラス 保育料	0歳児 〳 2歳児 	3歳児 〳 5歳児 
現在の保育料	有 償	無 償
令和6年10月から の保育料	町の支援事業により <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">無 償</div>	無 償

②保育料軽減に係るこれまでの主な取り組み

多子世帯の保育料軽減事業

○第3子以降児童の無償化

○同一世帯から2人以上の児童入所時、2人目の保育料を無償化